

■景観特性などに応じた区分（ゾーン分け）

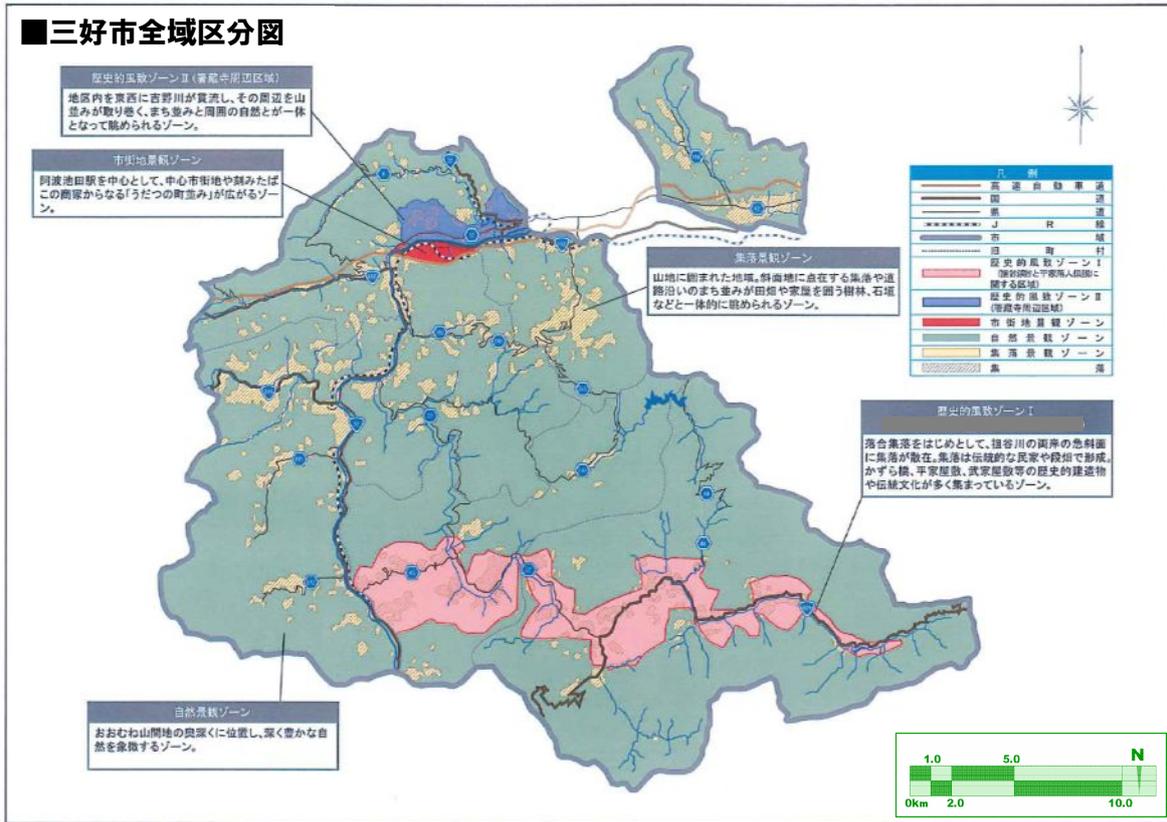
本市は、広大な面積のなか地域ごとにそれぞれが持つ様々な種類の資源により独自の景観特性を有しており、効果的な景観づくりを図るためには、それらの景観特性をはじめ、既存の法規制等の状況や今後策定される計画などに応じたきめ細かな対応が必要である。

そのため主に土地利用の違いや集落分布の特徴から形成される景観特性に応じて、景観計画区域を以下に示す5つに区分（ゾーン分け）している。

■景観計画区域の区分別にみる、景観特性及び既存の法規制との対応関係

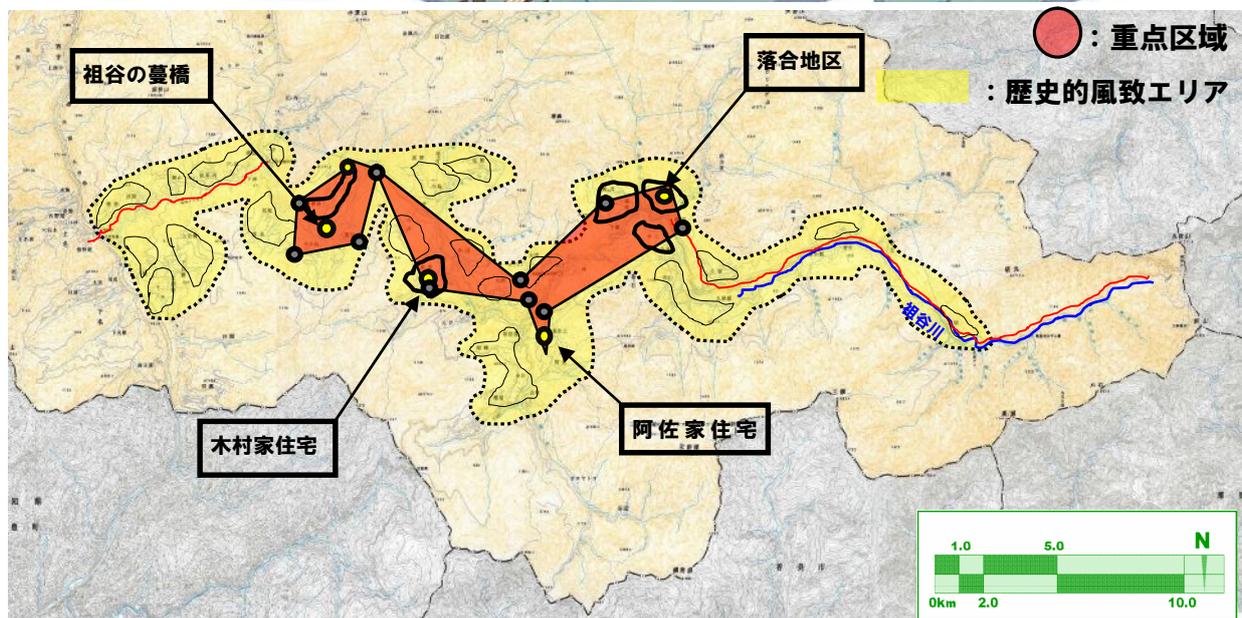
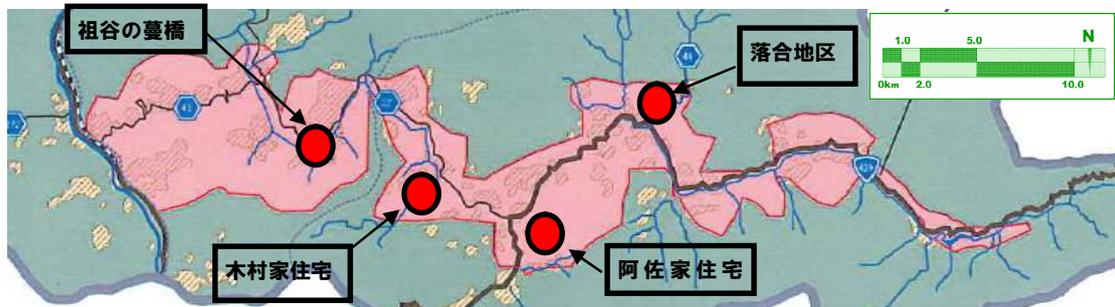
景観区分（ゾーン）	景観特性	既存の法規制における指定区域との対応関係
自然景観ゾーン	剣山国定公園や箸蔵県立自然公園、四国遍路道、風致保安林等をはじめとして、深く豊かな自然景観を象徴するゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法〔剣山国定公園〕 ・徳島県立自然公園条例〔箸蔵県立自然公園〕 ・森林法〔風致保安林〕 ・自然環境保全法／徳島県自然環境保全条例〔自然環境保全地域〕 ・農業振興地域の整備に関する法律〔農業振興地域整備計画・農用地区域〕
集落景観ゾーン	先人たちの生活の知恵と工夫の結晶である家屋や田畑や石垣等が一体となって眺められる文化的景観ゾーン （斜面地に形成された集落が特徴的）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律〔農業振興地域整備計画・農用地区域〕
市街地景観ゾーン	阿波池田駅を中心として、周囲に連なる山並みを背景に、中心市街地や刻みればこの商家からなる歴史的な「うだつのまち並み」が広がる市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法〔都市計画区域〕 ・屋外広告物法〔禁止地域〕〔許可地域〕 ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律〔三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区〕
歴史的風致ゾーンⅠ	祖谷地方固有の伝統的な古民家からなる傾斜地の山村集落と蕎麦、源平いも等の栽培にみる伝統的な生業とが、背後の深く豊かな自然景観と一体となって眺められるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律〔三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区〕 ・文化財保護法〔落合地区・重要伝統的建造物群保存地区〕
歴史的風致ゾーンⅡ	地区内を東西に吉野川が貫流し、その周囲を山並みを取り巻く、まち並みと周囲の自然とが一体となって眺められるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における歴史的風致の維持向上に関する法律〔三好市歴史的風致維持向上計画・重点地区〕

このように、ゾーン分けされたエリアと本計画にある歴史的風致エリアとの関係については、次のページのとおりである。



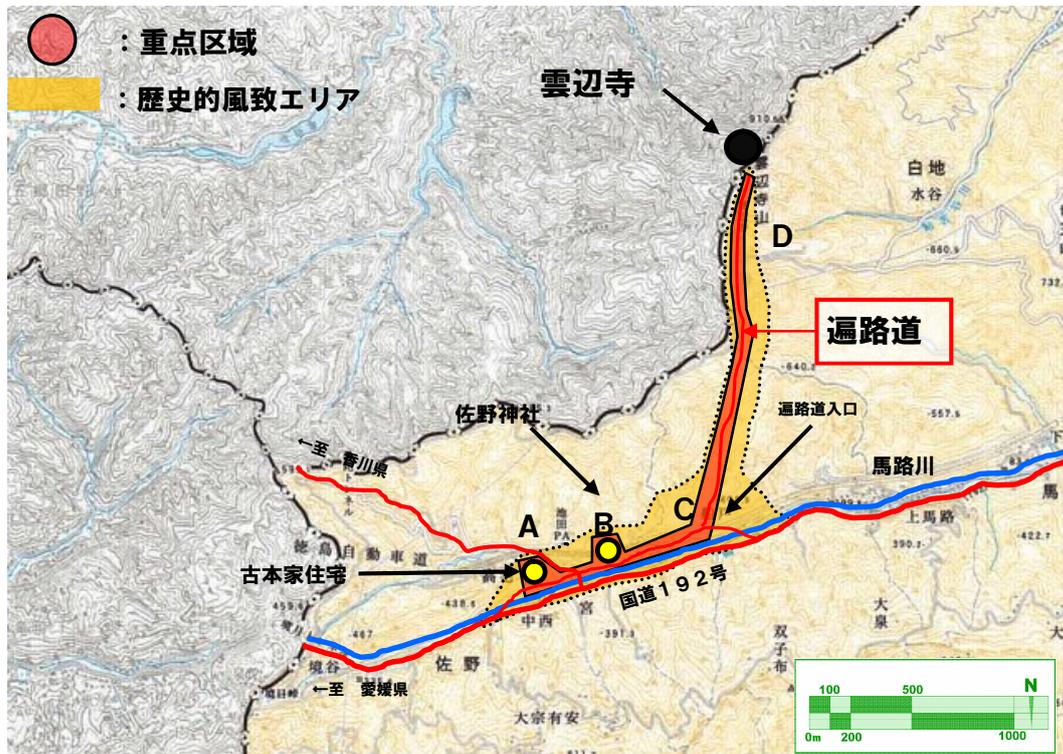
◎祖谷の歴史的風致エリア及び重点区域は、景観計画「歴史的風致ゾーンⅠ」に位置している。

■拡大図：景観計画「歴史的風致ゾーンⅠ」



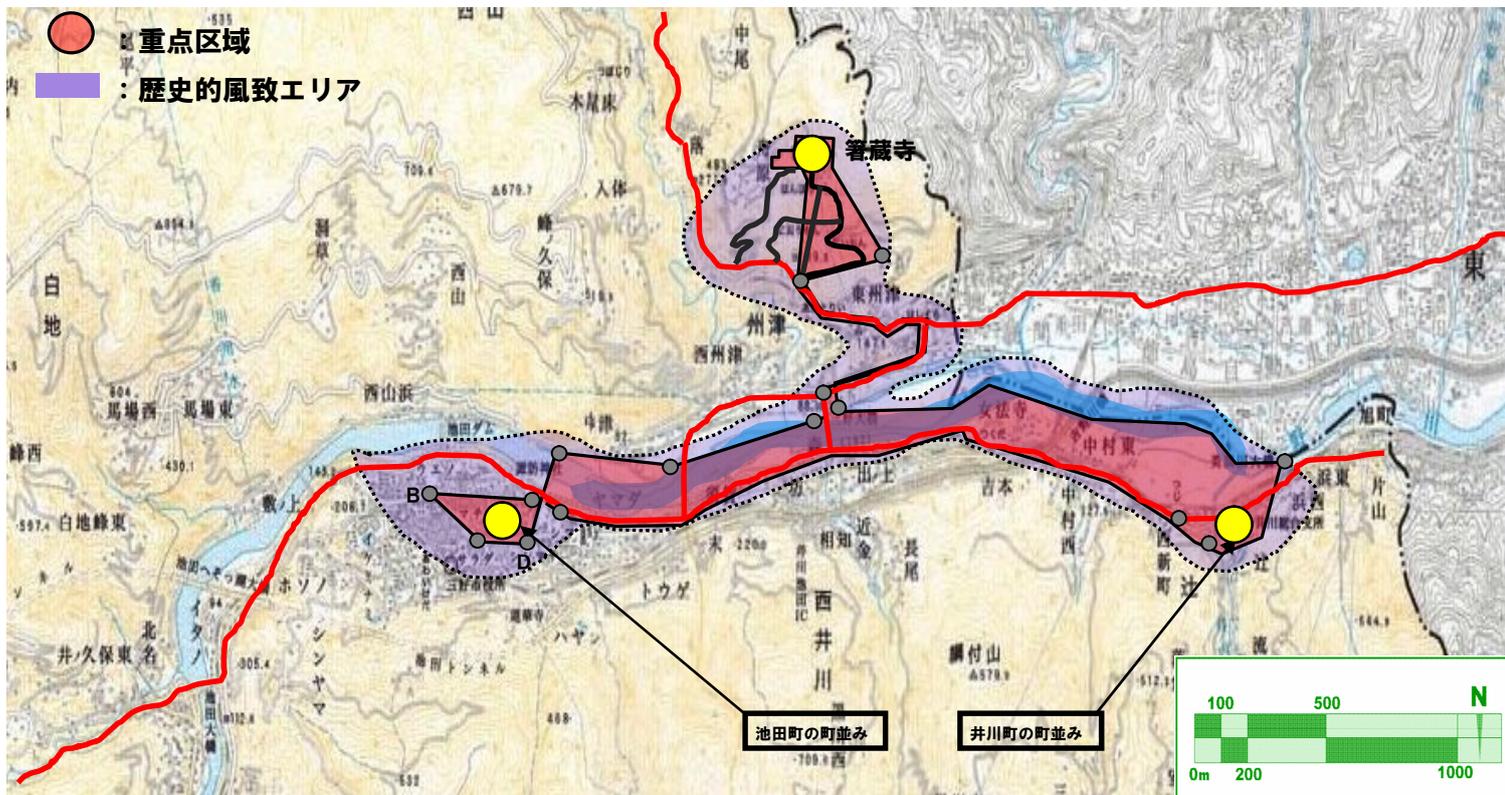
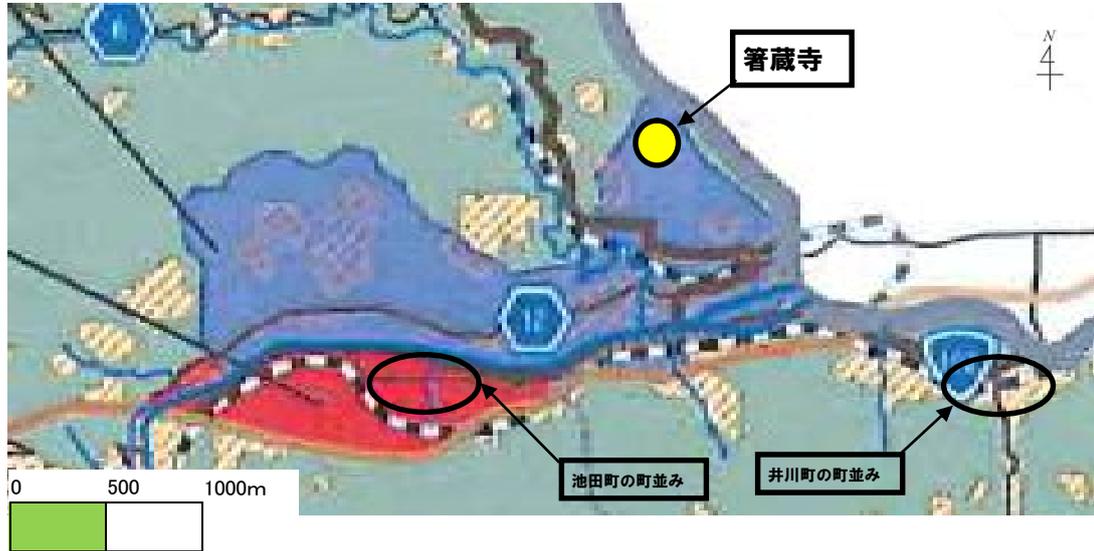
◎池田町佐野の歴史的風致エリア及び重点区域は、景観計画「自然景観ゾーン」に位置している。

■拡大図：景観計画「自然景観ゾーン」



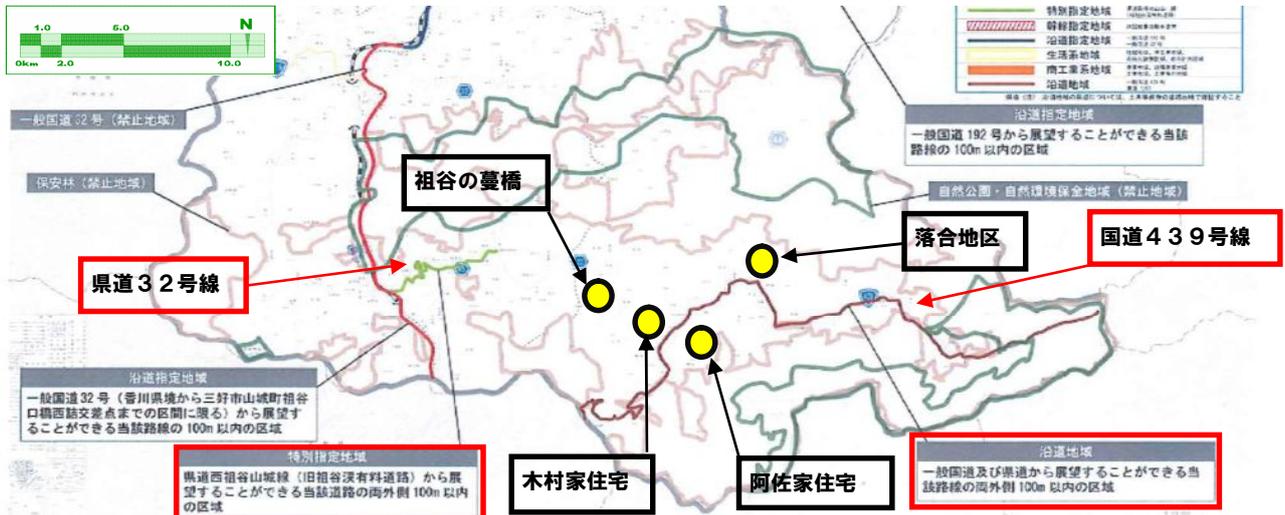
◎池田町及び井川町の歴史的風致エリア及び重点区域は、箸蔵寺周辺は景観計画「歴史的風致ゾーンII」に該当し、阿波踊り活動周辺は「市街地ゾーン」、今宮神社のある井川町は「自然景観ゾーン」に位置している。

■拡大図：景観計画「歴史的風致ゾーン」・「市街地ゾーン」・「自然景観ゾーン」

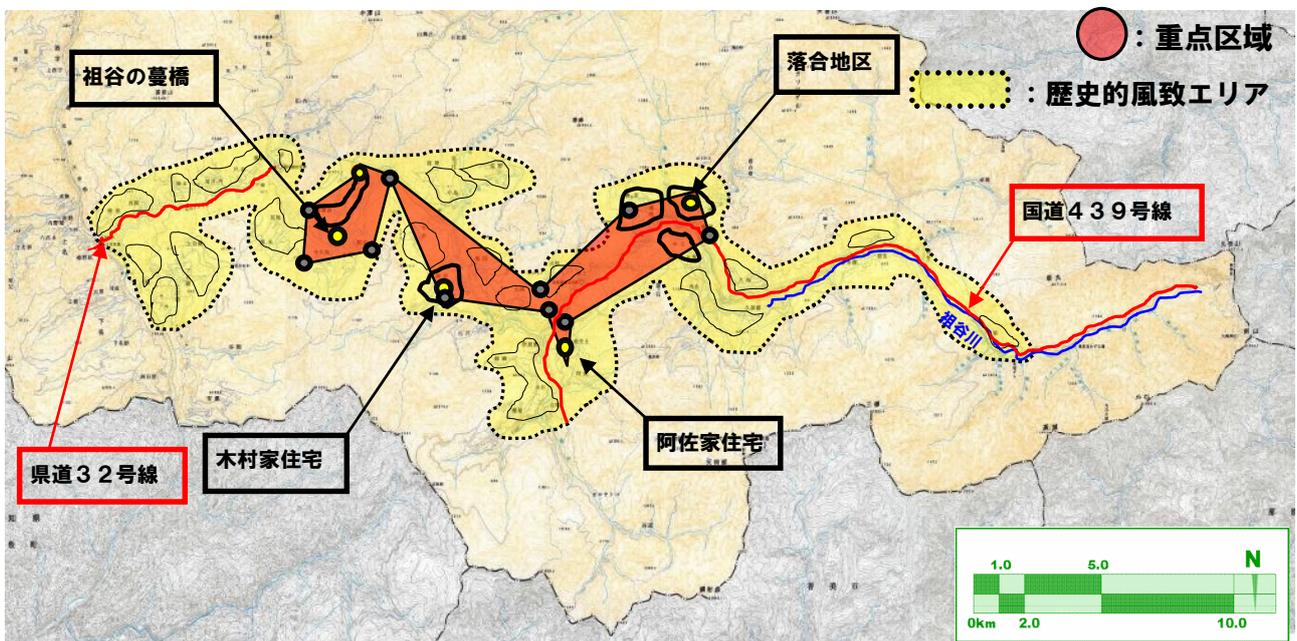


◎祖谷の歴史的風致エリア及び重点区域においての規制範囲は、以下の図に示すとおりである。

禁止地域には、該当してはいないが、県道32号線及び国道439号線には路線から展望できる範囲に対して規制がかけられている。



■拡大図：徳島県屋外広告物条例禁止及び許可位置図「祖谷地区」

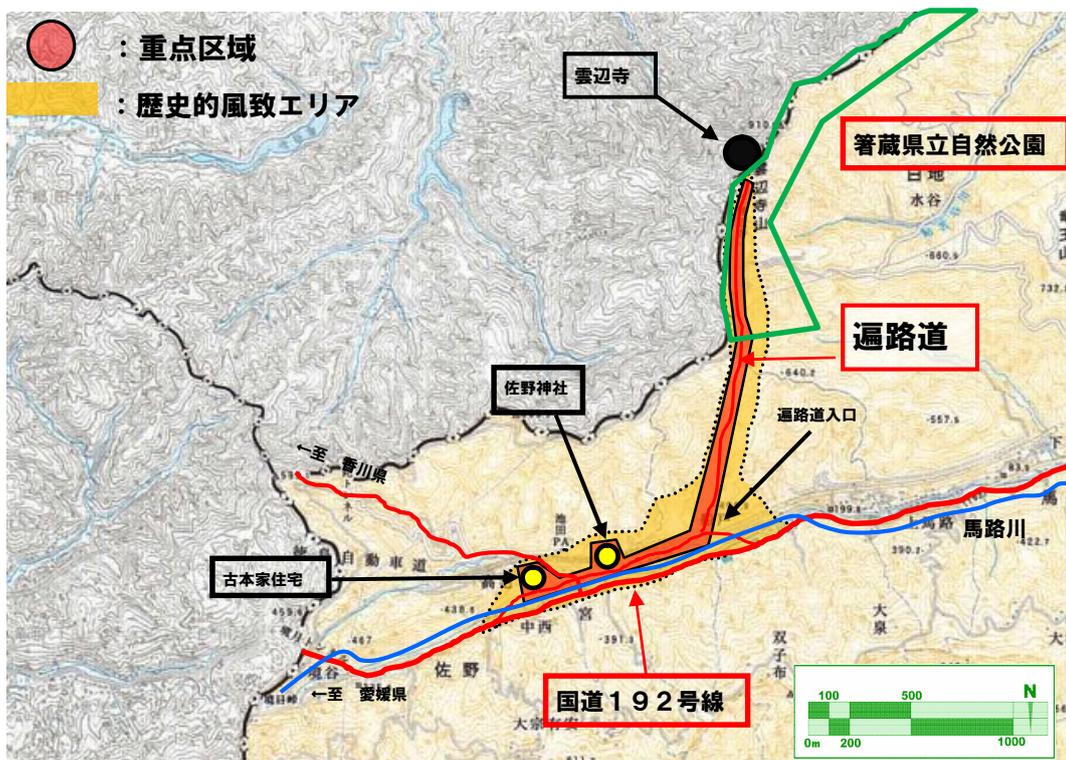


◎池田町佐野の歴史的風致エリア及び重点区域においての規制範囲は、以下の図に示すとおりである。

禁止地域には、箸蔵県立自然公園エリアに雲辺寺遍路道が一部該当している。また、許可地区の規制として国道192号線（伊予海道）に路線から展望できる範囲に対して規制がかけられている。



■拡大図：徳島県屋外広告物条例禁止及び許可位置図「池田町佐野地区」

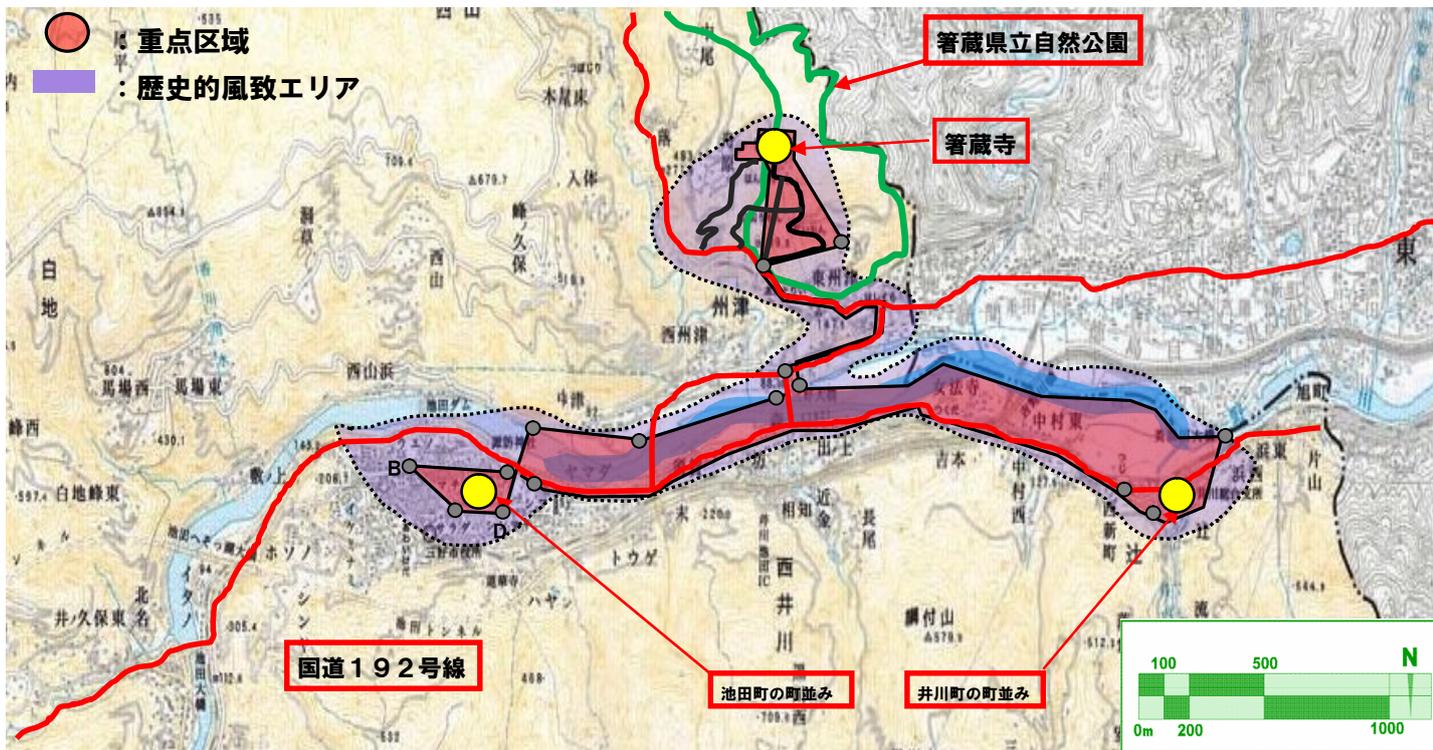


◎池田町及び井川町の歴史的風致エリア及び重点区域における規制範囲は、以下の図に示すとおりである。

禁止地域には、池田町の町並みエリア及び箸蔵寺一部含むエリアが該当している。また、許可地区の規制として国道192号線（伊予海道）に路線から展望できる範囲に対して規制がかけられている。



■拡大図：徳島県屋外広告物条例禁止及び許可位置図「池田町及び井川町地区」



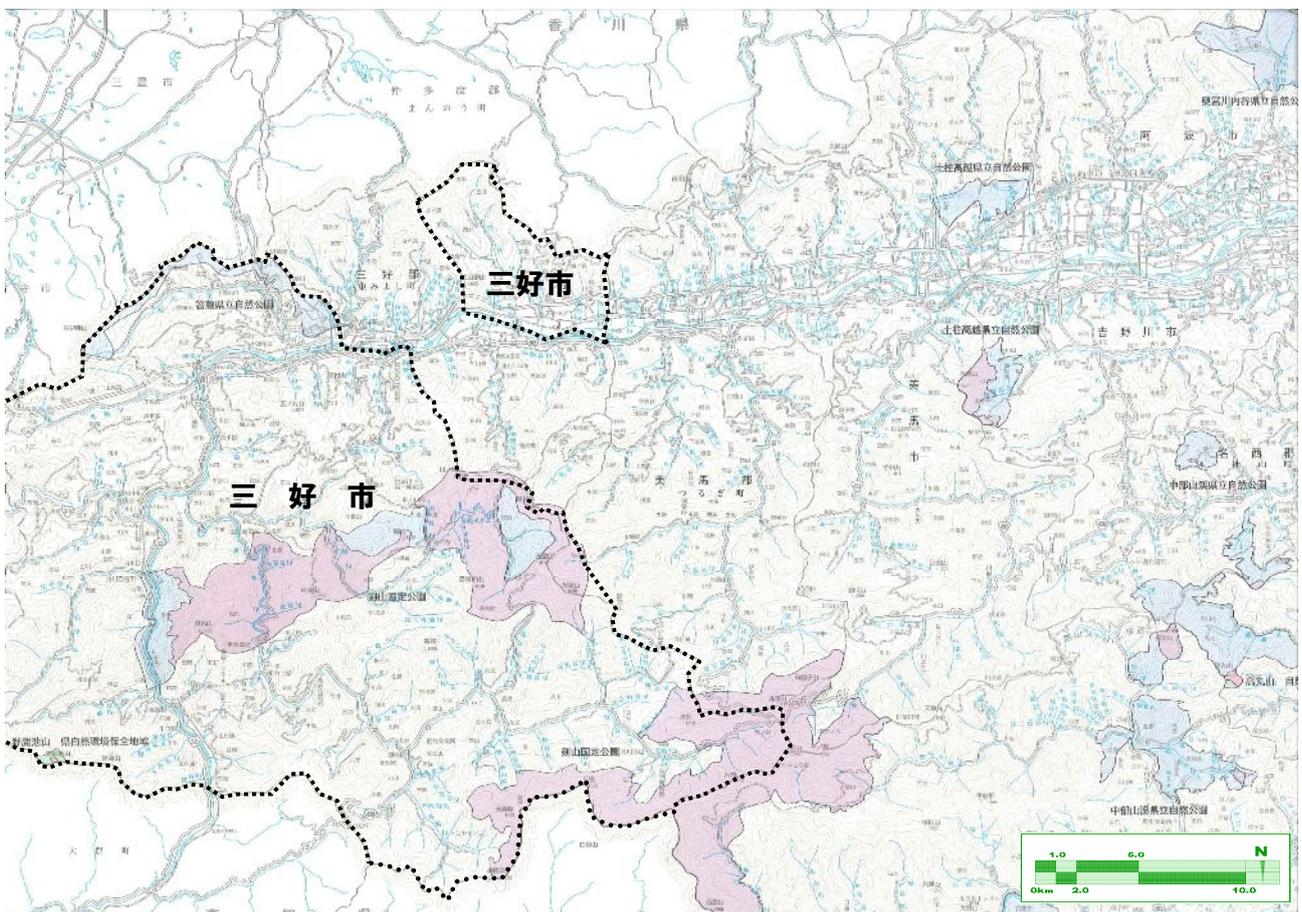
④徳島県自然公園制度の活用

自然公園は、自然公園法に基づき指定されており、その景観の規模や重要度に応じて、国立公園、剣山国定公園、徳島県立自然公園に設定されている。

また、公園内の優れた風景を保全維持するために、特に保全すべき区域を、公園の保護計画に基づき、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）とそれ以外の普通地域に区分している。そして、地域の区分毎に規制を受ける行為を定めている。

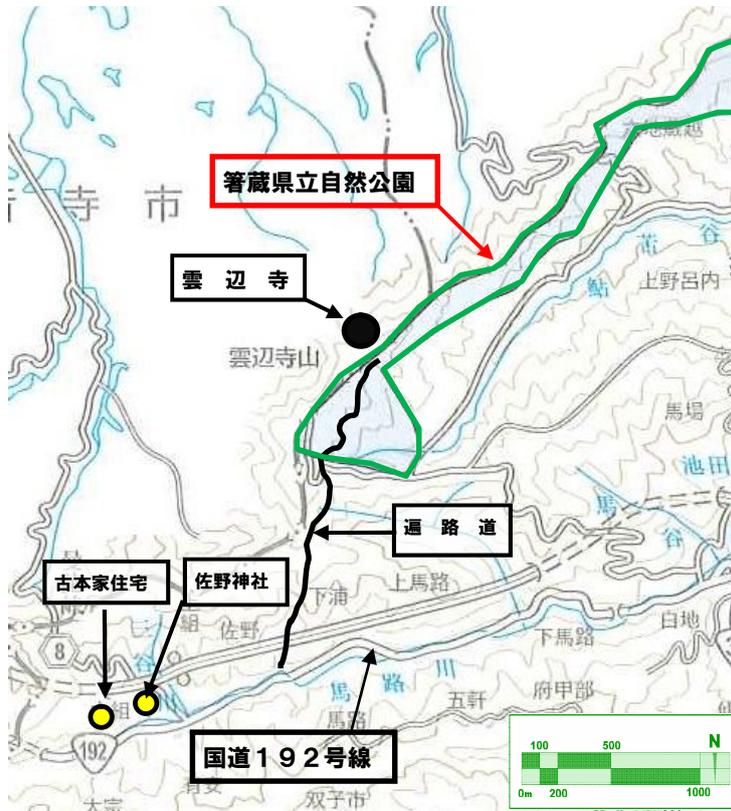
自然公園位置図（下図）で示すとおり、本市の歴史的風致計画と一致する箇所があることから、条例を活用しながら景観を保護していく。

■徳島県自然公園及び剣山国定公園位置図

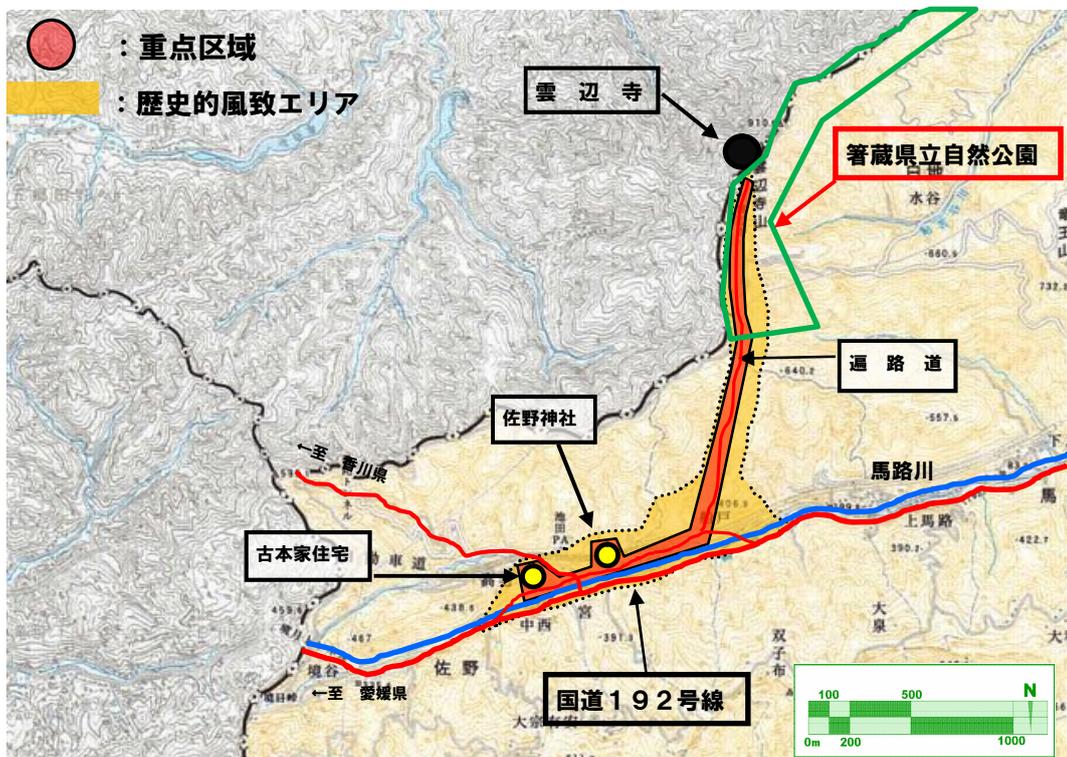


このように、本市には徳島県自然公園と剣山国定公園が分布しており、該当エリアは2地区ある。本計画にある重点区域との関係については、次のページのとおりである。

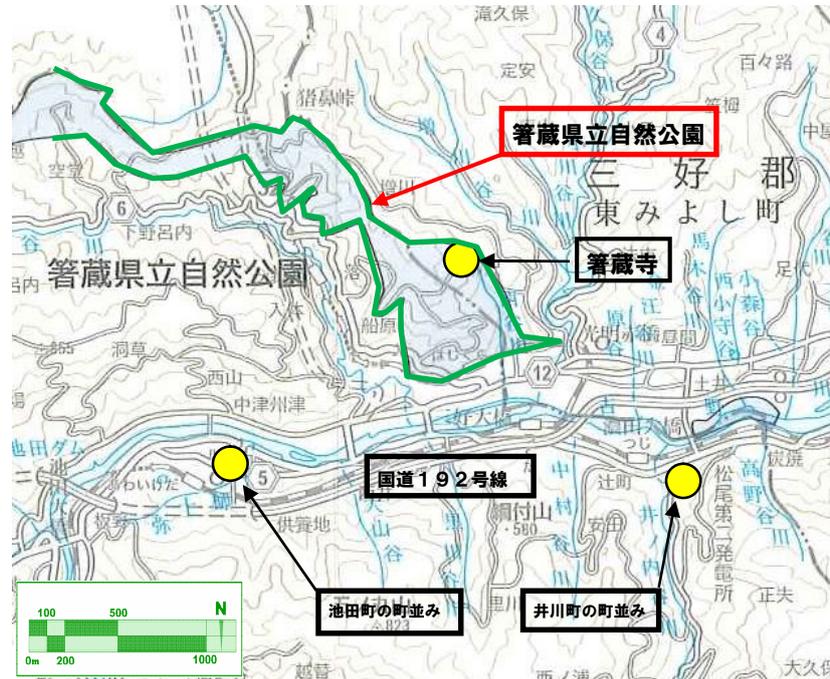
◎池田町佐野の歴史的風致エリア及び重点区域において、箸蔵県立自然公園の一部が該当している。該当範囲は、以下の図に示すとおりである。



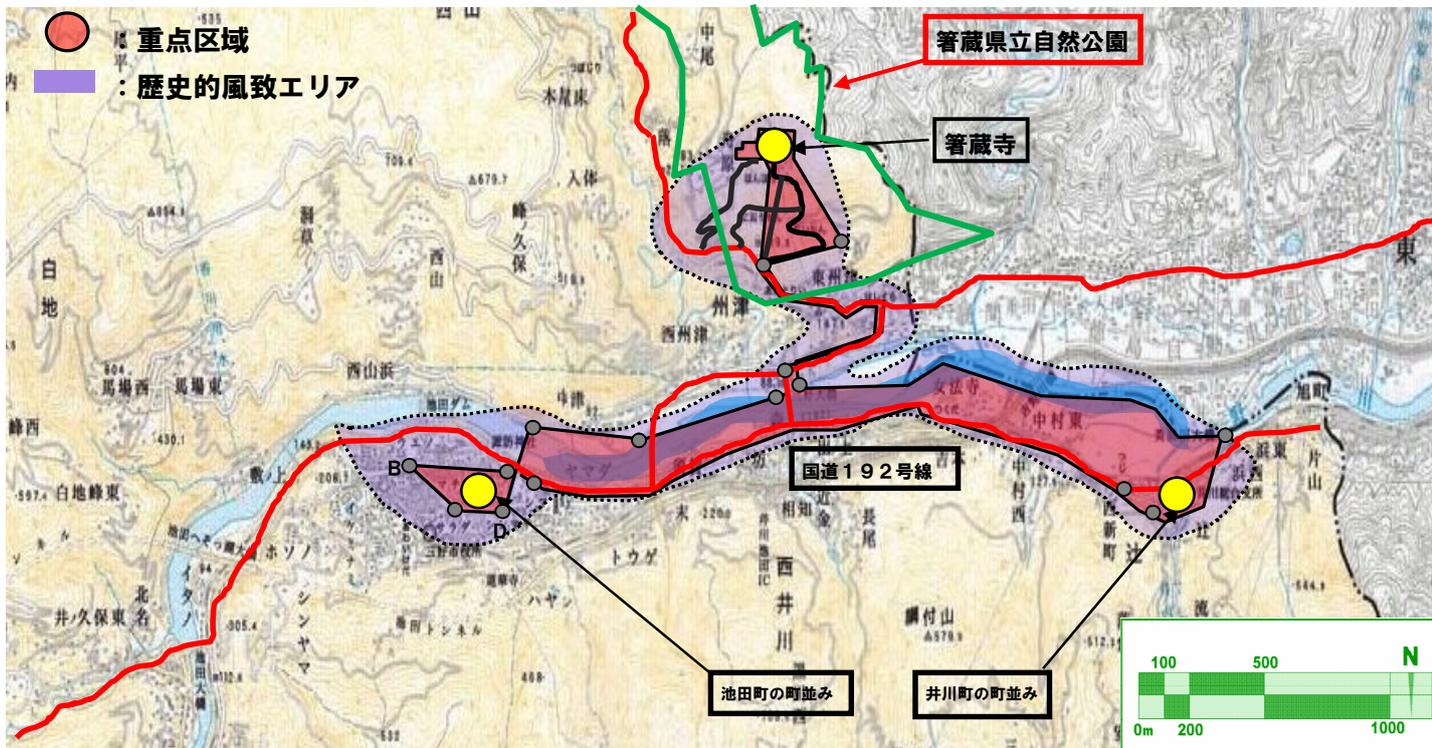
■拡大図：徳島県立自然公園等位置図「池田町佐野地区」



◎池田町及び井川町の歴史的風致エリア及び重点区域において、箸蔵県立自然公園の一部が該当している。該当範囲は、以下の図に示すとおりである。



■拡大図：徳島県立自然公園等位置図「池田町及び井川町地区」



⑤重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」保存計画の活用

重点区域である「祖谷地区」では、重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」があり、地区内は下記に示す整備計画により建造物や周辺環境の保全が図られている。

第1期同様に、引き続き計画を活用し歴史的風致の維持向上を図る。

○保存整備の考え方

保存地区内では、比較的良く保存活用されている建築物等が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損等も見られる。しかし、これらの大多数は、適切な修理及び修景を施すことによって、地区にふさわしい姿に回復できる可能性を持っている。また保存地区の歴史的景観は、山林、屋敷地、農地、道といった土地利用の秩序によって形作られている。これらは日常生活を営む人や地域の仕組みに支えられている。このような現況において、伝統的建造物等の保存整備に当たっては、落合集落の歴史的景観の空間構成を維持することを基本とし、伝統的建造物については、元の伝統的形態に戻すことを原則とし、保存のための修理、修景を行う。伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替えにあたっては、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、斜面に立地する区域、街道沿いの区域それぞれに適切な修景を実施する。また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強及び修理し、防災・耐震性能の向上を図るよう努める。

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる自然物及び土地等にあつては、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を実施する。

○保存整備計画

1. 伝統的建造物

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、許可基準（P161）に定める基準により修理を実施するものとする。ただし、この基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施するものとする。

2. 伝統的建造物以外の建造物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替えにあたっては、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、修理基準（P160）に定める許可基準に従うものとする。そのうち別表第6に定める伝統的建造物の修理基準に準じる修景基準を満たすものについては補助対象とすることができる。

3. 環境物件として特に定めた自然物等

環境物件として特に定めた自然物等については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施するものとする。

4. 既存の道路、水路等

既存の擁壁や水路などの土木構造物についても段階的に修景を実施するものとする。

5. その他

これらの修理及び修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を守り育てるとともに、落合地区の特性を生かした生活環境を整備する。また、同地区が国土交通省所管落合地滑り防止地区であることを踏まえ、適切な防災対策を実施する。防災対策にあたっては、2.の許可基準、修景基準を満たすものとする。

許可基準 別表第6

		建築物		
		主屋・隠居屋	納屋等屋敷地内の付属屋	その他の建築物
配置 ・ 構造規模	配置	原則として既存の屋敷地の現状を維持し、伝統的な屋敷構えを踏襲する。		
	高さ	原則として平屋建とする。ただし、小屋裏の活用による実質上の2階建ては可能な基準とする。 ■要検討(地形上、同一敷地内の伝統的建造物である主屋の最高高さを越えない場合は、2階建て可能な基準とする。)	原則として平屋建とする。 ■要検討(地形上、同一敷地内の伝統的建造物である主屋の最高高さを越えない場合は、2階建て可能な基準とする。)	
	構造	木造とする。		■要検討
外部意匠	屋根	(1)茅葺きの場合、小屋下げしたものを茅葺きにする場合、茅葺きにトタンを被せたものを茅葺きにする場合は、寄棟とし、勾配は矩勾配程度でムクリをつけず、棟押さえは特別な飾り付けをせずに俵型とする。 (2)その他の場合は寄棟あるいは切妻とし、3寸程度の勾配とする。 (3)トタンの張り替えもしくは色の塗り替えを行う場合は、建築物全体の外観・歴史的景観と調和するものとする。 ■要検討		
	軒・軒裏	素木仕上げとする。		
	外壁	ひしやぎ竹仕上げ、土壁塗りまたは板張りとする。 (板壁は縦張りを基本とする。)		■要検討
	開口部	(1)位置及び形態は建築物全体の外観・歴史的景観と調和するものとする。 (2)建具は、■要検討「木製障子もしくは木製ガラス戸(板戸?)」とし、玄関建具は木製板戸もしくは木製框戸とする。 ■要検討		
	建築設備等	外部から望見できる位置をさける。 ■やむを得ず外部から望見できる位置に設置している場合は、板囲い等の処理を行う。		
	基礎	■要検討		
	その他			
	備考			

修理基準 別表第7

	建築物		
	主屋・隠居屋	納屋等屋敷地内の付属屋	その他の建築物
構造	木造とする。	木造とする。	木造とする。
階数規模	平屋建とする。	■平屋建または2階建とする。	
屋根形式	寄棟造または■切妻造とする。(要検討) 形態は、茅葺きの大屋根を軒先まで葺き下し、庇をつけない。または、小屋下げをしたもの。 棟は、特別な飾りをせず、俵型の棟構えとする。 棟先は、茅の先端をほぼ水平にそろえる。	■切妻造または寄棟造とする。	
屋根勾配	矩勾配程度 小屋下げのものは3寸勾配程度	矩勾配程度 小屋下げのものは3寸勾配程度	矩勾配程度 小屋下げのものは3寸勾配程度
屋根材料	茅葺き、または上屋が茅葺きで下屋付き、上屋をトタンで覆うもの。 ■色の検討	茅葺き、または上屋が茅葺きで下屋付き、上屋をトタンで覆うもの、またはそぎ葺。 ■色の検討	茅葺き、または上屋が茅葺きで下屋付き、上屋をトタンで覆うもの、またはそぎ葺。 ■色の検討
下屋	■要検討 ■下屋を残す場合、下屋部分は修景基準に従う。		■要検討
軒裏	■要検討	■要検討	
壁	大壁または真壁とする。 ■ひしやぎ竹仕上げまたは土壁中塗、白漆喰塗、下見板張り仕上げとする。	■大壁または真壁とする。 土壁、板壁、ひしやぎ竹仕上げ。	
開口部	■板戸を用いる。 内部はアルミサッシも認めるものとする。		
木部	素木	素木	素木
基礎	自然石割石 ■構造耐力上必要な場合はコンクリート基礎とする。(要検討)		
その他			
備考	■下屋の扱い ■増築部分の扱い	■下屋の扱い ■増築部分の扱い	■下屋の扱い ■増築部分の扱い

⑥農業振興地域整備計画の活用

農業振興地域土地利用計画図（下図）で示す通り、重点区域である「祖谷地区」が農用地に指定されている。計画書での農用地の保全活動としては、『耕作放棄により、農地としての多面的機能の低下を防止するため、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定に基づく農用地の保全を推進する。また、遊休農地の有効活用を図るため、認定農業者や新規就農者への利用権設定を進め、農業委員会と連携して農用地の利用集積を図る』と示されており、農業環境の保全を図るため農業行政と連携し歴史的風致の維持向上を図る。

